

平成30年7月23日
都市局 都市安全課

熊本地震の教訓を踏まえ、
復旧時、通常時に取り組むべき宅地耐震化ガイドラインを初めて提示
～全国の宅地耐震化の強力な推進に向けて～

国土交通省では、約15000件の宅地が被災した熊本地震において、実際に宅地復旧を進めるなかで得られた教訓をもとに、全国宅地耐震化の推進ガイドラインを策定し、本日、地方公共団体に周知いたしました。

ガイドラインでは、被災発生時の宅地復旧における留意事項、通常時に取り組むべき宅地耐震化対策について解説しています。

1. 策定方法と目的

- 国土交通省が、熊本県・熊本市と意見交換等を行いつつ策定
- 地方公共団体が、「①被災時の迅速な宅地復旧」と「②通常時の宅地耐震化」に取り組めるよう策定

2. 「熊本地震の教訓を踏まえた全国宅地耐震化の推進ガイドライン」の主なポイント

- (1) 熊本地震における宅地被害の概要と対応
- (2) 熊本地震での対応を踏まえて得られた示唆
 - ①同様な被災が発生した場合の宅地復旧に際して、地方公共団体が留意すべき4つの事項
 - 被災宅地の全体像を把握し、活用する事業や独自支援の検討を行うこと（トータルの視点）
 - 宅地耐震化推進事業の趣旨等への理解を深めること（事業への精通）
 - 独自支援を検討する場合の様々な留意点（独自支援の内容の検討）
 - 相談窓口等の整備（的確な相談が可能な体制づくり等）
 - ②通常時の宅地耐震化にあたって、地方公共団体が留意すべき2つの事項
 - 大規模盛土造成地マップ等の作成と公表に取り組むこと
 - 宅地擁壁の点検や調査の促進と宅地所有者への啓発を行うこと

3. ガイドラインの周知等

国土交通省においては、地方公共団体にこのガイドラインの周知と、宅地耐震化を推進する文書を発出し、今後の宅地防災の推進を図ることとしています。

(参考) ガイドライン概要版・本編

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000026.html

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市安全課 安藤詳平、山下雄史

電話 03-5253-8111（内線：32342、32344）

直通 03-5253-8402 FAX 03-5253-1587